

有料職業紹介事業【新規許可申請】に係る提出書類(個人)

福井労働局職業安定部需給調整事業室

《申請・届出書類》		提出部数
☐	有料職業紹介事業許可申請書【様式第1号】(記載例参照)	正1部・写2部
☐	※有料職業紹介事業計画書【様式第2号】(記載例参照)	正1部・写2部
☐	届出制手数料届出書【様式第3号】(届出制手数料の場合)(記載例参照)	正1部・写2部
☐	※有料職業紹介事業取扱範囲等届出書【様式第6号】(取扱地域・職種等を限定する場合)(記載例参照)	正1部・写2部
《添付書類》		
☐	代表者の住民票(本籍地記載あり・個人番号記載なし)	正1部・写1部
☐	代表者の履歴書 (記載例参照) *氏名、生年月日、現住所、最終学歴、職歴、資格の取得、役職員への就任解任の状況、賞罰について記載すること。	正1部・写1部
☐	*代表者の精神の機能の障害に関する医師の診断書 (*代表者が精神の機能の障害により認知、判断、又は意思疎通を適切に行うことが出来ないおそれがある者である場合に限り)	正1部・写1部
☐	※個人情報適正管理規程 (様式例参照)	写2部
☐	※業務運営に関する規程 (様式例参照)	写2部
☐	直近の納税期における所得税の納税申告書(第一表) *税務署の受付印があるもの(電子申請の場合は税務署に受付けられた旨が確認できるもの)	写2部
☐	所得税の納税証明書(その2所得金額用)	正1部・写1部
☐	【青色申告の場合】 直近の納税期における貸借対照表・損益計算書(所得税青色申告決算書) *税務署の受付印があるもの(電子申請の場合は税務署に受付けられた旨が確認できるもの)	写2部
	【白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合】 土地・建物に係る不動産の登記事項証明書●及び、固定資産税評価額証明書	正1部・写1部
	預(貯)金残高証明書	正1部・写1部
	貸付金残高証明書 *負債がある場合	正1部・写1部
☐	※事業所使用権を証明する書類 (使用目的が、事務所であること。) *自己所有の場合……………建物の登記事項証明書 ● *賃貸借(使用貸借)の場合…建物の賃貸借(使用貸借)契約書 *転貸借の場合……………原契約書、転貸借契約書、所有者の承諾書	正1部・写1部 写2部 写2部
☐	※事業所のレイアウト図(職業紹介事業として使用する事務室、相談室等)	2部
☐	※職業紹介責任者の住民票(本籍地記載あり・個人番号記載なし)	正1部・写1部
☐	※職業紹介責任者の履歴書(記載例参照)	正1部・写1部
☐	※職業紹介責任者講習会受講証明書(申請受理日の前5年以内の受講日に限り)	写2部
☐	*職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書 (*職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断、又は意思疎通を適切に行うことが出来ないおそれがある者である場合に限り。)	正1部・写1部
☐	※手数料表(届出制手数料の場合)	写2部
☐	登録免許税(9万円)の領収証書 *福井税務署にて(又は、福井税務署の税務署番号を指定して)、登録免許税の相当額を納付してください。	正本
☐	収入印紙(5万円+事業所が増える毎に1万8千円) *貼らずにお持ちください。	

※印は、職業紹介事業を行う事業所毎に作成が必要です。

●印は、福井労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手出来る場合は添付を省略できます。

《外国にわたる職業紹介を行う場合》

□	相手先国に関する書類 ①相手先国の関係法令及びその日本語訳 *相手先国において、職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみ添付。 ②相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類(相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し)及び当該書類が外国語で記載されている場合はその日本語訳(*取次機関を利用しない場合に限る) *相手先国において事業者の活動が認められていることを証明する部分のみ添付。	写2部
□	(取次機関を利用する場合) 取次機関に関する書類 ①取次機関に関する申告書【通達様式第10号】 ②相手先国において、当該取次(送出し)機関の活動が認められていることを証明する書類(相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し)及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳 *相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分のみ添付。 *特定技能の在留資格について、相手国先によっては政府が取次機関を認証する等、遵守すべき手続きが定められている場合があるので、出入国管理庁のホームページを確認すること。 ③取次(送出し)機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合はその日本語訳 *業務分担がわかる部分のみ添付。	正1部・写1部 写2部

○ 申請内容により、上記以外の書類の提出をお願いする場合がございます。

○ 申請書等については、厚生労働省(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>)又は、福井労働局のホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku>)
ホーム＞利用者別・目的別メニュー＞目的・内容でさがす＞派遣・パート＞制度(労働者派遣・職業紹介事業)
＞職業紹介事業関係申請書・届出書様式ダウンロード からダウンロードしてご利用下さい。

○ 代表者及び職業紹介責任者が在留外国人の場合の提出書類(住民票について)

- ①中長期在留者 ～ 住民票(国籍等及び在留資格を記載したもの)
- ②特別永住者 ～ 住民票(国籍等及び特別永住者である旨を記載したもの)

お願い: 事務軽減のために、下書きを作成・提出いただき、当方で添削させていただきます。

福井労働局へお越しになられる際には、事前に電話くださいますようお願いいたします。

担当: 需給調整事業室 電話: 0776-26-8617

有料職業紹介事業【更新申請・変更届出】に係る提出書類（個人）

福井労働局職業安定部需給調整事業室

申請様式は、正本1部、写し2部を、添付書類は、正本1部・写し1部を提出して下さい。

事項及び書類様式		添付書類
①有効期間の更新 様式第1号 ※様式第2号 ＊下記、変更事項がある場合は、更新申請前に変更届を提出する必要があります。		☐ ※ 職業紹介責任者講習受講証明書の写し （許可の有効期間が満了する日前5年以内の受講日に限る） ☐ 直近の納税期における所得税の納税申告書（第一表）（＊税務署の受付印があるもの） ☐ 所得税の納税証明書（その2所得金額用） ☐ 業務の運営に関する規程 ☐ 収入印紙：18,000円/事業所（＊貼らずにお持ちください。） 【青色申告等の場合】 ☐ 直近の納税期における貸借対照表・損益計算書（所得税青色申告決算書） （＊税務署の受付印があるもの） 【白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合】 ☐ 土地・建物に係る不動産の登記事項証明書●及び、固定資産税評価額証明書 ☐ 預（貯）金残高証明書 ☐ 貸付金残高証明書 ＊負債がある場合
事項及び書類様式		添付書類
変更届出書（様式第6号）	②代表者の氏名、住所（書換え）	☐ 住民票（本籍地記載あり・個人番号記載なし）
	③事業所の名称（書換え）	（添付書類なし）
	④事業所の所在地（書換え）	☐ 建物の登記事項証明書●、賃貸借（使用貸借）契約書の写し等の使用権を証明できる書類 ☐ 事業所のレイアウト図
	⑤職業紹介責任者の変更	☐ 住民票（本籍地記載あり・個人番号記載なし）、履歴書 ☐ 職業紹介責任者講習受講証明書の写し（変更就任日の前5年以内の受講日に限る） ☐ ＊職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書 （＊職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断、又は意思疎通を適切に行うことが出来ないおそれがある者である場合に限る）
	⑥職業紹介責任者の住所、氏名	☐ 住民票（本籍地記載あり・個人番号記載なし）
	⑦事業所の新設 ・様式第6号 ・様式第2号 ・様式第3号 （届出制手数料の場合）	☐ ※個人情報適正管理規程 ☐ ※業務運営に関する規程 ☐ ※建物の登記事項証明書●、賃貸借（使用貸借）契約書の写し等の使用権を証明できる書類 ☐ ※事務所のレイアウト図 ☐ ※職業紹介責任者の住民票（本籍地記載あり・個人番号記載なし）、履歴書 ☐ ※職業紹介責任者講習受講証明書の写し（就任の前5年以内の受講日に限る） ☐ ＊職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書 （＊職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断、又は意思疎通を適切に行うことが出来ないおそれがある者である場合に限る） ☐ ※手数料表（届出制手数料の場合） ☐ ◆直近の納税期における所得税の納税申告書（第一表）（＊税務署の受付印があるもの） ☐ ◆所得税の納税証明書（その2所得金額用） 【青色申告等の場合】 ☐ ◆直近の納税期における貸借対照表・損益計算書（所得税青色申告決算書） （＊税務署の受付印があるもの） 【白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合】 ☐ ◆土地・建物に係る不動産の登記事項証明書●及び、固定資産税評価額証明書 ☐ ◆預（貯）金残高証明書 ☐ ◆貸付金残高証明書 ＊負債がある場合 ◆マークは、許可条件の事業所数の上限を超える場合に添付が必要です。
	⑧取扱職種の範囲等（書換え）	☐ 任意（変更内容が確認できるもの）の書類

変更届出書 (様式第6号)	⑨事業所の廃止	☐ 廃止事業所の許可証
	⑩許可証の再交付	(添付書類なし)
	⑪外国にわたる職業紹介を行う場合	相手先国に関する書類 ☐ 相手先国の関係法令及びその日本語訳 * 相手先国において、職業紹介の実施が認められている根拠となる規定に係る部分のみ添付。 ☐ 相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類(相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し)及び当該書類が外国語で記載されている場合はその日本語訳(*取次機関を利用しない場合に限る) * 相手先国において事業者の活動が認められていることを証明する部分のみ添付。
		(取次機関を利用する場合) 取次機関に関する書類 ☐ 取次機関に関する申告書【通達様式第10号】 ☐ 相手先国において、当該取次(送出し)機関の活動が認められていることを証明する書類(相手先国で許可等を受けている場合にあってはその許可証等の写し)及び当該書類が外国語で記載されている場合にあってはその日本語訳 * 相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分のみ添付。 * 特定技能の在留資格について、相手国先によっては政府が取次機関を認証する等、遵守すべき手続きが定められている場合があるので、出入国管理庁のホームページを確認すること。 ☐ 取次(送出し)機関機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及び当該書類が外国語で記載されている場合はその日本語訳 * 業務分担がわかる部分のみ添付。
⑫届出制手数料(様式第3号)	☐ ※手数料表(様式例第3号参照) * 事前提出	
⑬事業廃止届(様式第7号)	☐ 全ての事業所の許可証、許可条件通知書	

※印は、職業紹介事業を行う事業所毎に作成が必要です。

●印は、福井労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手入出来る場合は添付を省略できます。

○ 申請内容により、上記以外の書類の提出をお願いする場合がございます。

○ 申請書等については、厚生労働省(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172486.html>)又は、

福井労働局のホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku>)

ホーム＞利用者別・目的別メニュー＞目的・内容でさがす＞派遣・パート＞制度(労働者派遣・職業紹介事業)

＞職業紹介事業関係申請書・届出書様式ダウンロード からダウンロードしてご利用下さい。

○ 代表者及び職業紹介責任者が在留外国人の場合の提出書類(住民票について)

①中長期在留者 ～ 住民票(国籍等及び在留資格を記載したもの)

②特別永住者 ～ 住民票(国籍等及び特別永住者である旨を記載したもの)

お問い合わせ先: 需給調整事業室 電話:0776-26-8617

福井労働局へお越しになられる際には、事前に電話くださいますようお願いいたします。